



平成20年2月7日

各 位

会 社 名：セコム株式会社
代表者名：代表取締役社長 原口 兼正
(コード番号：9735 東証第一部 大証第一部)
問合せ先：経営監理室室長 加藤 幸司
(TEL：03-5775-8225)

東京美装興業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

セコム株式会社(以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成20年2月7日開催の取締役会において、下記のとおり東京美装興業株式会社(コード：9615 東京証券取引所第二部、以下、「対象者」といいます。)の普通株式を公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 公開買付けを実施する背景及び理由

当社グループは、警備請負サービスを中心としたセキュリティサービス事業、総合防災サービスを中心とした防災事業、在宅医療及び遠隔画像診断支援サービスを柱にしたメディカルサービス事業、損害保険業を中心とした保険事業、測量・計測事業を中心とした地理情報サービス事業、セキュリティネットワークサービスやビジネスシステム構築・運用サービス、情報セキュリティサービス及び不動産開発・販売を中心とした情報通信・その他の事業を主な内容とし、事業活動を展開しております。

一方、対象者は、オフィスビルや商業施設など各種建築物等の清掃管理業務や設備保守管理業務、警備業務及び建築物等に係る各種サービス業務を主体としたビルメンテナンス事業と、ファシリティマネジメント(FM)業務、プロパティマネジメント(PM)業務や製造補助業務等のアウトソーシング事業、建物等のリニューアル工事や建物診断業務等の建築エンジニアリング事業を行っております。

当社と対象者とは、オフィスビル、ショッピング・センター及びデパート等大型商業施設、大学・学校、製造・研究施設、病院、空港等公共施設、多店舗展開型小売店舗など、多くの現場において重複する顧客層に対し両社の営業基盤・ノウハウを効果的に活用し、コストの削減、付加価値の強化、販売の拡充等、両社の間でシナジーを追求するための業務・資本提携を進め、対象者の同意のもと、当社は平成19年5月までに対象者株式4,190,000株(当時の発行済株式総数の27.1%)を取得し、対象者は当社の持分法適用会社となりました。

その後、一部業務の相互委託、PFI案件の始動、対象者グループ開発商品の販売協力等において両社の業務面での協力が具体的な進捗を見せたことを受け、業務面での一層の提携強化の検討を対象者と進めておりました。

その過程において、特定の対象者株主から保有株式の売却意向が示されたことを受け、当社と対象者による検討を重ねた結果、当社及び当社の特別関係者の保有する株式も含めた株券等所有割合が既に3分の1を超えているため、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下、「法」といいます。)第27条の2第1項第2号及び同項第1号により、当社による対象者株式の買付けについては公開買付けの手続に従う必要があるものの、業務面での提携効果が現れつつある中で当

社が対象者株式を追加取得することで出資比率を高め、資本面での一層の安定を図ることが、対象者の目指す今後の事業展開への意思決定の迅速化をもたらし、また、両社間のシナジーをさらに高めることで、今後の両社の事業の発展と企業価値増大に大きく貢献するとの判断に至りました。

ただし、両社間のシナジーをさらに高めるには現時点において当社の出資比率を極端に高めることよりも、対象者の株式に一定の流動性を確保し上場を維持することが必要であり、また、既存株主にとってもメリットがあると考えております。

このような理由により、当社は単独での議決権比率が既存持分と合わせて 39.9%に達する株数を上限とする追加取得を目指した公開買付けを実施することを平成 20 年 2 月 7 日開催の取締役会において決議いたしました。

(2) 本公開買付け実施後の経営方針

本公開買付けの実施後も対象者の経営方針には大きな変更はありませんが、両社間の提携関係をより強化し、事業協力を深めていく方針であります。具体的には、施設の総合管理業務における協力の拡大、商品販売における相互の営業基盤の活用、その他両社の事業間のシナジーにより発展の見込まれる事業の検討を進めてまいります。

今後も両社の事業協力をより深めることでシナジーを高め、当社及び対象者の企業価値の増大を図ってまいります。

(3) 本公開買付けに関する合意等

対象者は平成 20 年 2 月 7 日開催の同社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っておりますが、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨の意見を表明しております。なお、対象者の取締役のうち、当社の執行役員を兼務している小松崎常夫は、当社と対象者の利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には参加していません。

(4) 上場廃止の有無について

対象者株式は東京証券取引所第二部に上場しておりますが、当社は、本公開買付け後も引き続き対象者の上場を維持する方針です。従いまして、本公開買付けにおいては買付け等を行う株券等の予定数に上限 (1,883,000 株) を設定しております。

また、今回取得する株式については、当面継続保有する予定であり、現時点において、追加での株式取得は予定していません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要 (平成 19 年 9 月 30 日現在)

① 商 号	東京美装興業株式会社
② 事 業 内 容	ビルメンテナンス事業、アウトソーシング事業、建築エンジニアリング事業、その他の事業
③ 設 立 年 月 日	昭和 32 年 9 月 16 日
④ 本 店 所 在 地	東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 八木 秀記

⑥ 資 本 金	4,499,678 千円																		
⑦ 大株主及び持株比率	セコム株式会社 27.1% 八木 秀記 20.1% バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントジェ イピーアールデイアイエスジーエフイーエイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 カストディ業務部) 4.7% エムエルアイ イーエフジー ノントリーティ カストディー アカ ウント (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社) 3.1% 田中 幹夫 1.9% 株式会社リンレイ 1.8% 株式会社テーオーシー 1.8% 株式会社穴吹工務店 1.8% 東京美装興業従業員持株会 1.8% 半田 貞治郎 1.8%																		
⑧ 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	当社は対象者の普通株式 4,190,000 株を保有しております。																	
	人 的 関 係	公開買付者より対象者へ社外取締役 1 名を派遣しております。																	
	取 引 関 係	公開買付者と対象者との間で相互に業務委託を行っており、 最近3事業年度においては以下の取引関係があります。 (単位：千円)																	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は当社の持分法適用関連会社であるため、関連当事者に該当します。																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算年月</th> <th>平成17年 3月期 (第44期)</th> <th>平成18年 3月期 (第45期)</th> <th>平成19年 3月期 (第46期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公開買付者から対象者への業務委託</td> <td>490</td> <td>820</td> <td>28,895</td> </tr> <tr> <td>対象者から公開買付者への業務委託</td> <td>12,054</td> <td>13,403</td> <td>16,424</td> </tr> </tbody> </table>	決算年月	平成17年 3月期 (第44期)	平成18年 3月期 (第45期)	平成19年 3月期 (第46期)	取引内容				公開買付者から対象者への業務委託	490	820	28,895	対象者から公開買付者への業務委託	12,054	13,403	16,424	
決算年月	平成17年 3月期 (第44期)	平成18年 3月期 (第45期)	平成19年 3月期 (第46期)																
取引内容																			
公開買付者から対象者への業務委託	490	820	28,895																
対象者から公開買付者への業務委託	12,054	13,403	16,424																

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成20年2月15日(金曜日)から平成20年3月13日(木曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成20年3月28日(金曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

1株につき、金650円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、対象者株式の株価推移を検討し、平成 20 年 2 月 6 日までの過去 1 週間の東京証券取引所第二部における市場株価の終値の単純平均値は 630 円（小数点以下を四捨五入）、平成 20 年 2 月 6 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所第二部における市場株価の終値の単純平均値は 612 円（小数点以下を四捨五入）、平成 20 年 2 月 6 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所第二部における市場株価の終値の単純平均値は 625 円（小数点以下を四捨五入）という結果を得ました。

当社は、対象者株価推移の検討結果に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び今後予想される提携効果等も踏まえ、対象者株式の直近の市場株価にプレミアムを付した買付価格を提示することが妥当であると判断し、平成 20 年 2 月 7 日開催の取締役会において、本公開買付けの買付価格を 1 株当たり 650 円とすることを決議いたしました。

なお、東京証券取引所第二部における対象者市場株価の平成 20 年 2 月 6 日から遡る過去 1 週間終値の単純平均値、過去 1 ヶ月間終値の単純平均値、過去 3 ヶ月間終値の単純平均値（小数点以下を四捨五入）及び各平均値に対する公開買付価格のプレミアム（小数点以下第二位を四捨五入）は以下のとおりであります。

過去 1 週間終値の単純平均値：630 円（プレミアム約 3.2%）

過去 1 ヶ月間終値の単純平均値：612 円（プレミアム約 6.2%）

過去 3 ヶ月間終値の単純平均値：625 円（プレミアム約 4.0%）

② 算定の経緯

平成 19 年 5 月の持分法適用会社化を経て、その後、当社と対象者の業務面での協力が具体的な進捗を見せたことを受け、両社は業務面での一層の提携強化の検討を進めておりました。

その過程において、特定の対象者株主から保有株式の売却意向が示されたことを受け、当社と対象者による検討を重ねた結果、当社及び当社の特別関係者の保有する株式も含めた株券等所有割合が既に 3 分の 1 を超えているため、法第 27 条の 2 第 1 項第 2 号及び同項第 1 号により、当社による対象者株式の買付けについては公開買付けの手續に従う必要があるものの、業務面での提携効果が現れつつある中で当社が対象者株式を追加取得することで出資比率を高め、資本面での一層の安定を図ることが、対象者の目指す今後の事業展開への意思決定の迅速化をもたらす、また、両社間のシナジーをさらに高めることで、今後の両社の事業の発展と企業価値増大に大きく貢献するとの判断に至りました。

ただし、両社間のシナジーをさらに高めるには現時点において当社の出資比率を極端に高めることよりも、対象者の株式に一定の流動性を確保し上場を維持することが必要であり、また、既存株主にとってもメリットがあると考えております。

このような理由により、当社は単独での議決権比率が既存持分と合わせて 39.9%に達する株数を上限とする追加取得を目指した公開買付けを実施することを平成 20 年 2 月 7 日開催の取締役会において決議いたしました。

当社は、株価推移の検討結果に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び今後予想される提携効果等も踏まえ、対象者株式の市場株価にプレミアムを付した買付価格を提示することが妥当であると判断し、平成 20 年 2 月 7 日開催の取締役会において、本公開買付けの買付価格を 1 株当たり 650 円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付け価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した買付予定の下限	③ 株式に換算した買付予定の上限
株 券	1,883,000 株	一株	1,883,000 株
新株予約権証券	一株	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株	一株
株券等預託証券()	一株	一株	一株
合 計	1,883,000 株	一株	1,883,000 株

(注1) 応募株券等の総数が株式に換算した買付予定数(以下、「買付予定数」といいます。)(1,883,000株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(1,883,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。以下、「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付代理人(後記「(11) 公開買付代理人」に記載されているものをいいます。)を通じて株式会社証券保管振替機構(以下、「証券保管振替機構」といいます。)により保管されている場合には、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、対象者の株式取扱規則に従い市場価格で当該買取りを行います。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	4,190 個	(買付け等前における株券等所有割合 27.43%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	調査中	(買付け等前における株券等所有割合 調査中)
買付予定の株券等に係る議決権の数	1,883 個	(買付け等後における株券等所有割合 39.75%)
対象者の総株主等の議決権の数	15,185 個	

(注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、対象者が平成19年12月26日に提出した第51期中半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の公開買付者の所有株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、公開買付期間の開始日である平成20年2月15日までに調査の上で開示する予定です。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成19年12月26日に提出した第51期中半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同半期報告書記載の単元未満株式(92,610株)に係る議決権の数92個を加算した15,277個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,224 百万円

(注)「買付代金」は、買付予定数(1,883,000株)に1株当たりの買付価格(百万円未満を四捨五入)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成20年3月21日(金曜日)

(注)法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成20年4月4日(金曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人(若しくは公開買付代理人を通じて証券保管振替機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(1,883,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数(1,883,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等

からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含む。以下、「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(その他の野村証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成20年2月15日(金曜日)

(11) 公開買付代理人

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付けの実施後も対象者の経営方針には大きな変更はありませんが、両社間の提携関係をより強化し、事業協力を深めていく方針であります。具体的には、施設の総合管理業務における協力の拡大、商品販売における相互の営業基盤の活用、その他両社の事業間のシナジーにより発展の見込まれる事業の検討を進めてまいります。

今後も両社の事業協力をより深めることでシナジーを高め、当社及び対象者の企業価値の増大を図ってまいります。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては対象者の取締役会より賛同を得ておりますが、対象者は、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨の意見を表明しております。

② 利益相反回避措置の内容

対象者の取締役のうち、当社の執行役員を兼務している小松崎常夫は、当社と対象者の利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には参加していません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
該当事項はありません。

【ご注意】

本公開買付けに関する発表内容をご覧になられた方は、発表（2008年2月7日午後3時30分）後12時間以内に本公開買付けの対象者（東京美装興業(株)）の株券等の買付け等を行いますと、金融商品取引法第167条の規定に基づくインサイダー取引に該当するおそれがありますので、十分にご注意下さい。

以 上